



共済組合ニュース

令和5年8月発行

京都市職員共済組合

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 本庁舎3階

☎075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)



令和4年度決算が承認されました

令和4年度決算の主な経理について概要をお知らせします。

◆短期経理(健康保険、介護保険)

加入者の病気、負傷、出産、死亡等への給付や高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払いを行う経理です。

収入総額	11,490,151千円 (負担金、掛金、補助金等)
支出総額	11,619,773千円 (給付金、拠出金等)
不足額(△129,622千円)は、積立金の取り崩しにより対応します。	

令和5年度は掛金率を引き上げましたが、医療費等は増加傾向にあり、依然として予断を許さない状況となっています。



◆保健経理(保健事業)

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に、特定健康診査・保健指導、人間ドック、各種がん検診などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	400,963千円 (負担金、掛金等)
支出総額	492,012千円 (厚生費、特定健康診査等費等)
不足額(△91,049千円)は、他経理からの繰入金(60,000千円)や積立金の取り崩し(31,049千円)により対応します。	

ここ数年連続で、他経理から繰り入れてもなお、大幅な赤字が出ています。今後も厳しい状況が予測されているため、事業の見直しに取り組んでいます。



生活習慣病は増加傾向!! 積極的な健康づくりの取組を!

◆京都市職員共済組合の生活習慣病にかかる医療費の状況

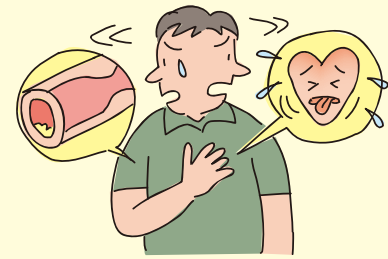
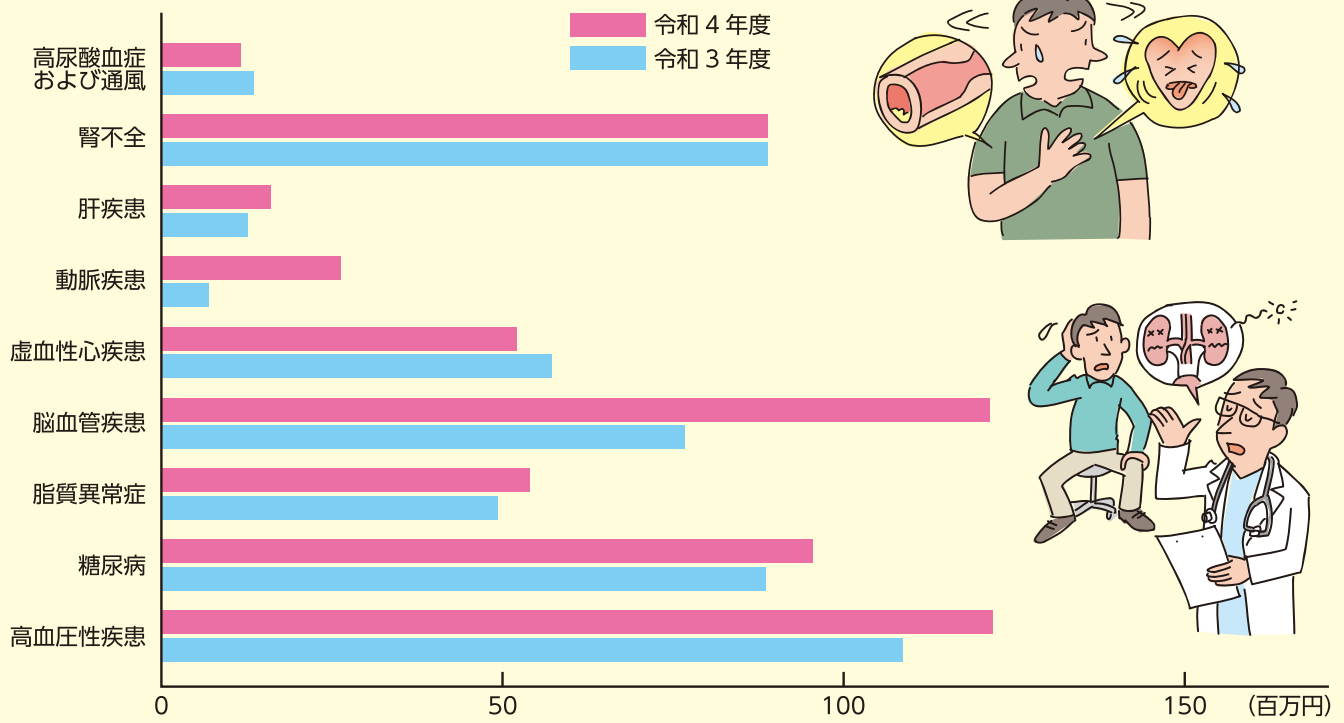
当組合の医療費総額は増加しており、生活習慣病（脂質異常症・糖尿病・高血圧性疾患）に係る令和4年度医療費も令和3年度に比べて増加しています。なかでも、動脈疾患、脳血管疾患は前年度から大きく増加しています。

生活習慣病は予防可能な疾患であり、早期に改善することで発症を防ぐことができます。

日頃から食事管理や健康づくりに取り組み、健康な生活を一緒に楽しみましょう!



生活習慣病の医療費



ご家族向け

特定健診が無料で受診できる「受診券(セット券)」を組合員のご自宅に送付しました

ご自宅に届きましたら、ぜひ利用してください

受診券有効期限：令和5年12月31日(日)

7月下旬頃、組合員のご自宅宛にご家族の方がご利用いただける**特定健康診査受診券(セット券)**を発送※しました。受診券を医療機関で提示していただくことで、**通常7,000円以上かかる特定健康診査を無料で**受けていただくことができます。ご家族の方は健診を受ける機会が少ないため、無料で受診できるこの機会に是非ご利用ください!

職員の方からも積極的なお声がけをお願いします。

※発送対象者は当組合の人間ドック等を受診されない方になります。



ジェネリック医薬品への切り替えをお願いします

日頃は、ジェネリック医薬品をご利用いただきありがとうございます。

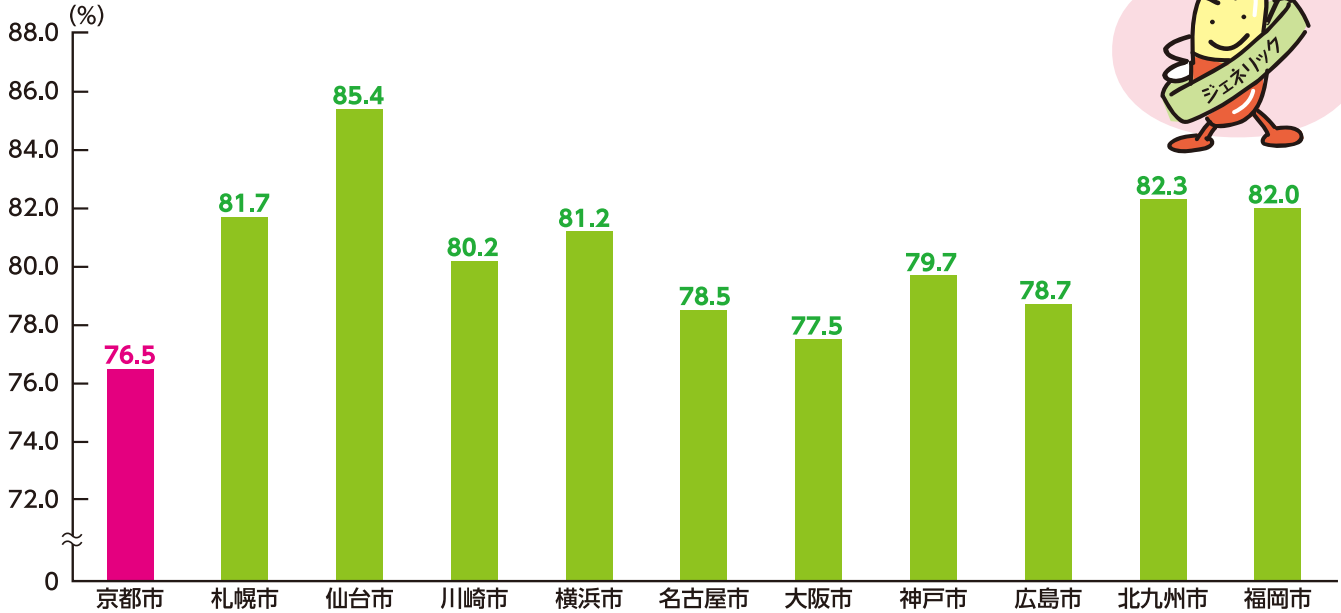
皆様のご協力のおかげで、共済組合のジェネリック医薬品利用率は、年々増加していますが、他都市と比べると未だ利用率は低い状況です。

ジェネリック医薬品を利用することで、ご自身のお薬代の節約になります。また、当組合の医療費抑制にも繋がりますので、是非利用をご検討ください。

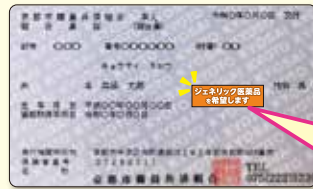
ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬（先発医薬品）の独占販売が終了されたあとに販売が許可されるお薬です。開発コストがかからない分、新薬より安価になります。



市職員共済組合 ジェネリック医薬品利用率 (令和4年9月診療分)



ジェネリック医薬品を希望する意思表示のひとつとしておすすめなのが、組合員証にジェネリック医薬品希望シールを張り付けること!希望シールを御希望の場合は、当組合保
健係 (222-3239) までご連絡ください。



組合員証等の空いているスペースにペタリ! おくすり手帳にもOK!

心が疲れたり、悩みがあるときは…ひとりで悩まずご相談ください

仕事のストレスや人間関係など、心に悩みのある方はひとりで悩まず、まずはお電話ください。経験豊富なカウンセラーが解決をお手伝いします。

プライバシーは完全に守られていますので、安心してご利用いただけます。

☎ 0800-7009884

詳しくは福利厚生の本P.29 をご覧ください。



マイナンバーカードを積極的に取得しましょう!

◆マイナンバーカードとは

マイナンバーカードとは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付きのカードです。本体はプラスチック製のICチップ付きカードで、券面に氏名・住所・生年月日・性別・マイナンバー（個人番号）・本人の顔写真等が表示されます。本人確認の際に身分証明書として利用できるほか、自治体サービス・e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスにもご利用いただけます。令和3年10月から、マイナンバーカードの健康保険証利用が開始しており、スマートフォンへの搭載、運転免許証との一体化も予定されています。

さらなる利便性の向上に備えて、積極的にマイナンバーカードを取得しましょう!

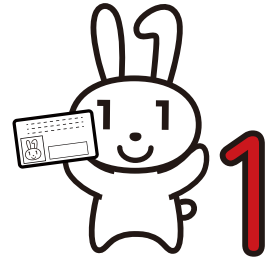
◆マイナンバーカードが健康保険証として利用できます

医療機関や薬局でマイナンバーカードをカードリーダーにかざすだけで、健康保険証として利用できます。マイナンバーカードの取得に合わせて、是非、健康保険証利用についてもご検討ください。

●申込方法は特設ページで確認できます。



[マイナポータル]



どんないいことがあるの

POINT 1

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる!



POINT 2

マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる!



POINT 3

マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに!



POINT 4

限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される!



POINT 5

就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える! 医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー(12桁の数字)を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。

※当組合でのマイナンバー登録に時間を要する場合や医療機関での機器不良等により、マイナンバーカードを健康保険証として利用できない場合がありますので、受診等の前にマイナポータルで新しい資格が登録されていることを確認するか、組合員証(被扶養者証)を持参のうえ、受診をお願いいたします。

※現在、マイナンバーカードの健康保険証利用に対応していない病院もあります。受診される際は事前に、各医療機関・薬局へ、健康保険証利用が可能であるかをお確かめください。